

郵送による転出届について

郵送による転出届には次の2通りの方法がございます。該当する方法でお手続きください。

1. 通常の出届

下記の書類等をそろえて届出いただくと、転出証明書を送付いたします。

【転出届に必要なもの】

- ・ 転出届（郵送による転出届用）
- ・ 本人確認書類の写し（運転免許証、パスポート、保険証等）
- ・ 392円分の切手を貼った返信用封筒（送付先の住所・氏名を記入してください。）
個人番号など個人情報が記載されるため、原則、簡易書留郵便で返送します。

2. 特例の出届

〔住民基本台帳カードまたはマイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方〕

異動する同一世帯の方の中に、一人でも 住民基本台帳カードまたはマイナンバーカード（個人番号カード） をお持ちの方がいらっしゃれば、転出届後、転入届を行う際に転出証明の添付が不要となります。転入先市区町村では、転出証明書の代わりに住民基本台帳カードまたはマイナンバーカードの提示が必要になります。有効期限内で運用中のものに限る。

下記の書類をそろえて届出いただくと、転出届に記入いただいた電話番号に「手続き完了」のご連絡をいたします。

【特例の出届に必要なもの】

- ・ 転出届（郵送による特例の出届用）
- ・ 本人確認書類の写し
〔運転免許証、住民基本台帳カード（顔写真付）マイナンバーカード（個人番号カード）等〕
住民基本台帳カードまたはマイナンバーカード自体は送付しないでください。
マイナンバーカードの裏面（個人番号記載面）のコピーはしないでください。

< 特例の出届出ができない場合 >

該当する場合は、通常の出届と同様の手続きになります。

本人または同時に異動する世帯員の中に、有効な住民基本台帳カードまたはマイナンバーカードを所持する者がいない場合

新住所地に住み始めてから14日以上経過している場合

転入届の際に住民基本台帳カードまたはマイナンバーカードが提示できない事情がある場合

特例の転入届の際は、下記の点にご注意ください。詳細については、新住所地の市区町村窓口にお問い合わせください。

- ・ 住民基本台帳カードまたはマイナンバーカードが必要になります。
- ・ 転出届をした転出予定日から30日以内かつ新住所地に住み始めてから14日以内に転入届をしてください。（期限を過ぎると、特例の転入届ができない場合があります）
- ・ 転入届後、現在お持ちの住民基本台帳カードまたはマイナンバーカードの継続利用処理を行いますので、同時に異動する世帯員の方が住民基本台帳カードまたはマイナンバーカードをお持ちの場合には、全員のカードを新住所地の窓口にお持ちください。（それぞれの方のカードの4桁の暗証番号が必要になります）

転入届に関する詳細については、新住所地の市区町村窓口にお問い合わせください。

転出届 (郵送による転出届用)

下妻市長 様

届出日	平成 年 月 日	新住所に住み始めた日	平成 年 月 日
届出人	⑩	電話番号 (日中の連絡先)	

新住所	〒 -
	アパート・マンション名・部屋番号
世帯主氏名	
旧住所	〒 - 下妻市
	アパート・マンション名・部屋番号
世帯主氏名	

異動した人の氏名 (届出人本人も含む)		性別	生年月日
1	フリガナ	男・女	明・大・昭・平 年 月 日
2	フリガナ	男・女	明・大・昭・平 年 月 日
3	フリガナ	男・女	明・大・昭・平 年 月 日
4	フリガナ	男・女	明・大・昭・平 年 月 日
5	フリガナ	男・女	明・大・昭・平 年 月 日
6	フリガナ	男・女	明・大・昭・平 年 月 日

- ・運転免許証等本人確認できる書類の写し(コピー)を添付してください。
【注】マイナンバーの通知カードは本人確認書類にはなりません。
- ・上記はもれなく記入してください。記入漏れがある場合は手続きが出来ない場合があります。
- ・個人番号などの個人情報に記載されるため原則、簡易書留で返送いたします。
返信用封筒に切手392円(基本料金82円+簡易書留料金310円)を貼付し、送付先の住所・氏名を記入のうえ同封してください。
- ・国民健康保険・医療福祉・介護保険・児童手当等に該当される方は、別途手続きが必要です。
詳細については各担当課にお問い合わせください。

【転出届送付先および問い合わせ先】

〒304-8501

茨城県下妻市本城町2丁目22番地 下妻市役所 市民課 TEL 0296-43-8196(直通)